



中堅保育士を中心に処遇改善 ～キャリアアップの実施で給与を月額4万円上乘せ～

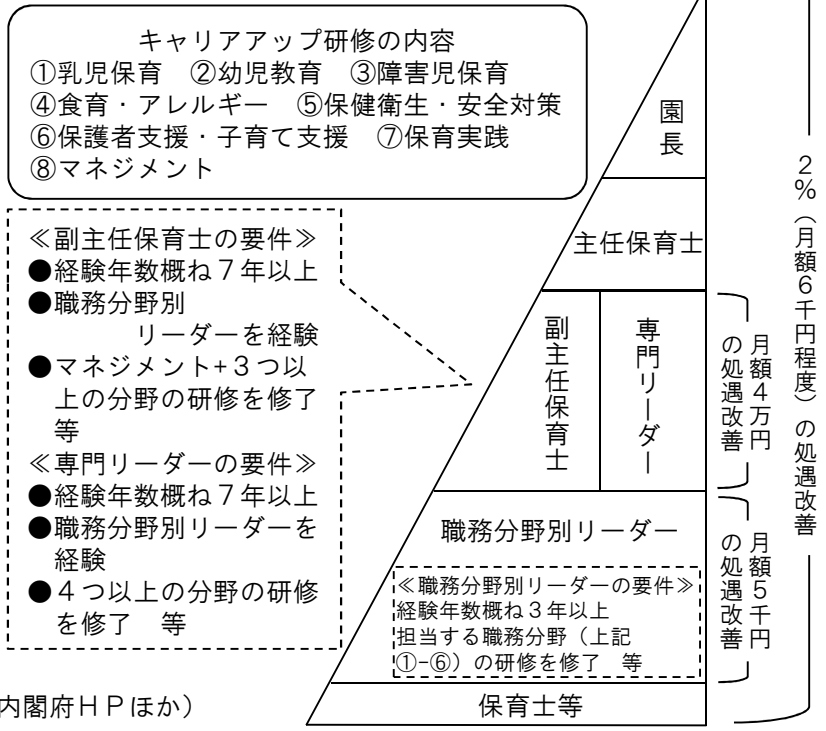
◆8日、子ども・子育て会議(会長：無藤隆／白梅学園大学子ども学部教授)が開催され、子育て支援に関する来年度予算案について説明が行われました。待機児童解消や保育士の処遇改善を進めるため、今年度よりも予算が増額されています。

待機児童解消に関しては、2013年度から始まった待機児童解消加速化プランに沿って、これまで約31万人分の保育の受け皿確保が行われており、来年度末までの50万人分の量拡充を達成するため、社福が行う施設整備補助金が増額されています。

また、キャリアアップの仕組みとあわせて、保育士の処遇改善を実施するなど、保育士確保への予算が増加しているほか、3歳未満の子どもを対象としたサテライト型小規模保育所の設置の支援に新たな予算が充てられています。

処遇改善に関しては右の通りですが、園長、主任保育士以外に「副主任保育士」「専門リーダー」といった新たな役職を設け、これまで役職がないことで給与が上がりにくかった中堅保育士の処遇改善を行います。また、若手保育士についても、専門分野を修了すれば「職務分野別リーダー」として賃金改善を図る予定で、保育士全体の処遇を底上げする方針です。(参考：内閣府HPほか)

＜新たな処遇改善の内容＞



共生型サービスの対象公表 障害者と高齢者の介護を一体提供

◆障害福祉サービスと介護保険サービスを同一の事業所で提供できるようにするため、新たに「共生型サービス」が創設される方針ですが、その対象となるサービスが先月19日に行われた厚労省の会議で示されました。

対象は、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイが想定されており、具体的な指定基準などの在り方については、来年度の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあわせて検討される予定です。

現在の制度では、障害者が65歳を迎えると介護保険の適用が優先されるため、障害福祉サービス事業所を利用できないことがあります。また、障害福祉サービス事業所がより指定の厳しい介護保険事業所の指定を受けていないために、介護保険サービスを提供できないといった問題も指摘されてきました。

同省は共生型サービス創設にあたって、障害福祉サービス事業所等であれば介護保険事業所の指定も受けやすくするよう特例(逆の場合も同様)を設ける方針です。

これにより、事業者にとっては現在のよう厳しい指定を受けなくとも利用者の幅を広げられることになるほか、人口減少で人材の確保が難しくなる中、効率化を図れるなどの利点があるため、今後こうした施設が増えるのではないかと考えられます。

(参考：厚労省HP／CBニュース)

混合介護の解禁を検討 ～サービス多様化で収入増図る～

◆介護保険対象のサービスと保険対象外のサービスを組み合わせる混合介護について、10日に開催された政府の国家戦略特別区域会議で東京都が特区内での導入を提案しましたが、これまで政府の規制改革推進会議も同様の提案をしており、同会議が今年6月に安倍首相に提出する答申にも影響することが予想されます。

現在の制度では、介護保険対象のサービスと保険対象外のサービスを同時一体的に提供することが認められていません。そのため、食事の提供など、要介護者がサービスを受けるときにその家族(全額自己負担)もサービスを受ける場合は、事業者は別々に作業しなければならない、効率の悪さが指摘されていました。

混合介護を進める背景は、こうした非効率を見直すことにありますが、ほかにもサービスを多様化できることで事業者の収入増加を図ることや介護職員の処遇改善につながるねらいもあります。

現在同会議では各団体からヒアリングを行っており、賛否それぞれの意見がありますが、山本幸三規制改革担当相は全国規模での導入を示唆しており、実現すればサービスが多様化されて、事業者間での競争が生じることが予想されます。

ヒアリングで示された混合介護の留意点

- 利用者負担の不当な拡大
- 給付費増大の懸念
- トラブルの際の救済
- 介護保険の理念である自立支援・重度化防止の阻害

(参考：内閣府／産経ニュース／時事通信)